



# 島根県報

平成23年3月22日（火）

第2,275号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	2
障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総務課）	9
平成22年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（食料安全推進課）	9
土地改良区の清算人の就任の届出	（農村整備課）	9
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	10
解除予定保安林	（ 〃 ）	11
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	11

### 【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	13
都市計画変更の図書の縦覧	（下水道推進課）	14

### 【教委規則】

島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則	（教育庁総務課）	14
---	----------	----

### 【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		15
---------------	--	----

### 【正 誤】

平成21年3月31日付け島根県報号外第52号中	（土木総務課）	17
平成22年11月16日付け島根県報号外第179号中	（道路維持課）	17

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

精神障害者保健福祉手帳申請書、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）及び精神障害者保健福祉手帳変更届・再交付申請書の様式の整備（様式第4号・様式第5号・様式第9号関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

診断書（自立支援医療費申請用）の様式の整備（様式第4号関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

**規 則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

「様式第4号中」  

※受理年月日	年	月	日
--------	---	---	---

「を」  

※市町村名			
※受理年月日	年	月	日

「に、「写真添付」を」

「写真貼付」に、  

--

「を」

「  

--

に改め、「連絡先」の次に「（申請者が18歳未満の場合記入）」を」

加え、「  

--

を  

--

に改め、同様式（注）2

中「社会保険事務局、社会保険事務所」を「日本年金機構島根事務センター、年金事務所」に改め、同様式（注）中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 申請者及び申請書を提出した者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。  
様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第15条関係)

診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

氏名		年 月 日生 (満 歳)	男・女
住所	島根県		
① 病名 ((1)主たる精神障害には状態像ではなく病名を記載し、ICDコードは、右の病名と対応する F00～F99、G40 のいずれかを記載すること。)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード ( — ) (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード ( — ) (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 級)		
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 昭和・平成 年 月 日 医療機関名 _____ <input type="checkbox"/> 診療録で確認 <input type="checkbox"/> 本人又は家族の申立て 初診以後現在までの入院歴 約 回 診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成 年 月 日		
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、障害福祉サービス等の利用状況、期間、その他参考となる事項	(推定発病時期 年 月頃)  ----- 最近2年間の治療歴 医療機関名 _____ 治療期間 _____ 通院・入院 _____ 転帰 (軽快・悪化・不変等) _____ 年 月～ _____ 年 月 通・入 ( 回 ) 軽・悪・不・他 ( _____ ) _____ 年 月～ _____ 年 月 通・入 ( 回 ) 軽・悪・不・他 ( _____ ) *器質性精神障害 (認知症を除く。) の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 (疾患名 _____、年 月 日)		
④ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲むこと。(10)、(11)の「軽」は軽度、「中」は中等度、「高」は高度)	<p>(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ( _____ )</p> <p>(2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ( _____ )</p> <p>(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ( _____ )</p> <p>(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ( _____ )</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ( _____ )</p> <p>(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 ( _____ )</p> <p>(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ( _____ )</p> <p>(8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) 1 けいれん 2 意識障害 3 その他 ( _____ ) 上記1～3がある場合は、発作の類型をア～エから選択し、その頻度・最終発作を記入すること。 発作型 ア 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 イ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 ウ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 エ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 頻度 約 ( _____ ) 回 / ( _____ ) 月 最終発作 ( 年 月 日 )</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ( _____ ) ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲すること。) エ その他 ( _____ ) 現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合、その期間 年 月 日から)</p> <p>(10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳 (有・無、等級等 _____ ) 2 認知症 (軽・中・高) 3 その他の記憶障害 ( _____ ) (軽・中・高) 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 ( _____ ) 5 遂行機能障害 (軽・中・高) 6 注意障害 (軽・中・高) 7 社会的行動障害 (軽・中・高) 8 その他 ( _____ )</p> <p>(11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 (軽・中・高) 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 (軽・中・高) 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 (軽・中・高) 4 その他 ( _____ )</p> <p>(12) その他 ( _____ )</p>		

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

[ 検査所見：検査名、検査結果、検査時期 ]

⑥ 生活能力の状態（保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。）

1 現在の生活環境  
入院・入所（施設名 \_\_\_\_\_） ・ 在宅（ア 単身 ・ イ 家族等と同居） ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）

2 日常生活能力の判定（該当する欄に○を記入すること。）

	自 発 的（適切）にできる	自 発 的 に（おおむね）できるが援助が必要	援助があればできる	できない
(1) 適切な食事摂取				
(2) 身の清潔保持、規則正しい生活				
(3) 金銭管理と買物				
(4) 通院と服薬（要・不要）				
(5) 他人との意思伝達・対人関係				
(6) 身の安全保持・危機対応				
(7) 社会的手続や公共施設の利用				
(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加				

3 日常生活能力の程度（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。）

(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。  
 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。  
 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。  
 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。  
 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況（該当する□に✓印を付けること。）

特になし  
 障害者自立支援法に規定する  
 [  自立訓練(生活訓練)     共同生活援助(グループホーム)     共同生活介護(ケアホーム)  
 居宅介護(ホームヘルプ)     その他の障害福祉サービス等 ]  
 訪問看護・指導     精神科デイケア(  自医療機関     他医療機関 )  
 生活保護の受給     その他( \_\_\_\_\_ )

上記のとおり診断します。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

⑨ 備考

医療機関所在地 \_\_\_\_\_  
 医療機関の名称 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
 診 療 担 当 科 名 \_\_\_\_\_  
 医師氏名(自署) \_\_\_\_\_

※自立支援医療費（精神通院医療）と同時申請の場合は、下記についても記載してください。

「重度かつ継続」に関する意見書

①の主たる精神障害（該当する□に✓印を付けること。）

F0     F1     F2     F3     G40     その他（F \_\_\_\_\_）

上記が「その他」である場合で、計画的かつ集中的な精神医療を継続的に要する場合のみ、下記についても記載すること。  
 （該当区分の□に✓印を付け、その他の医師にチェックをされた医師は3年以上の精神医療従事歴がわかるように記載すること。）

医師の区分  精神保健指定医     精神科医（精神医療の臨床経験3年以上）  
 その他の医師

精神医療従事歴：

[ 備考 心療内科従事歴 \_\_\_\_\_ 年  
 小児神経科従事歴 \_\_\_\_\_ 年  
 脳神経外科従事歴 \_\_\_\_\_ 年  
 脳神経内科従事歴 \_\_\_\_\_ 年  
 その他（ \_\_\_\_\_ ） ]

---

様式第9号中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を「氏名 \_\_\_\_\_」に、「写真添付」を「写真貼付」に、「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式（注）1中「添付すること」を「添付してください」に改め、同様式（注）2中「提出すること」を「提出してください」に改め、同様式（注）3中「添付すること」を「貼付してください」に改め、同様式（注）に次のように加える。

4 届出・申請者及び提出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

---

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第20号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改正する。

---

様式第4号 (第2条関係)

診断書 (自立支援医療費 (精神通院医療) 申請用)

氏名			年月日生 (満 歳)	男・女
住所	島根県			
① 病名 ((1)主たる精神障害には状態像ではなく病名を記載し、ICDコードにはF00～F99、G40のいずれかを記載すること。)	(1) 主たる精神障害 _____ (2) 従たる精神障害 _____ (3) 身体合併症 _____		ICDコード ( - ) ( - )	
② 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、発病状況、治療の経過等を記載)	(推定発病時期 年 月 頃)			
③ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲むこと。) (1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制   2 易刺激性・興奮   3 憂うつ気分 4 その他 (        ) (2) そう状態 1 行為心迫   2 多弁   3 感情高揚・易刺激性   4 その他 (        ) (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚   2 妄想   3 その他 (        ) (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮   2 昏迷   3 拒絶   4 その他 (        ) (5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉   2 感情平板化   3 意欲の減退   4 その他 (        ) (6) 情動及び行動の障害 1 爆発性   2 暴力・衝動行為   3 多動   4 食行動の異常 5 チック・汚言   6 その他 (        ) (7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感   2 強迫体験   3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状   5 その他 (        ) (8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 発作型 (        ) 頻度 (        ) 2 意識障害   3 その他 (        ) (9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール   2 覚せい剤   3 有機溶剤   4 その他 (        ) ア 乱用   イ 依存   ウ 残遺性・遅発性精神病性障害   エ その他 (        ) (10) 知能・記憶・学習等の障害 1 知的障害 (精神遅滞)   ア 軽度   イ 中等度   ウ 重度 2 認知症                   ア 軽度   イ 中等度   ウ 高度 3 その他の記憶障害 (        ) 4 学習の困難   ア 読み   イ 書き   ウ 算数   エ その他 (        ) 5 遂行機能障害   6 注意障害   7 その他 (        ) (11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害   2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動   4 その他 (        ) (12) その他 (        ) (13) 継続治療により寛解状態			④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等	
⑤ 現在の治療内容 (該当する□にレ印を付けること。) <input type="checkbox"/> 向精神薬等の投与 <input type="checkbox"/> 精神科訪問看護・指導 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 通院精神療法 <input type="checkbox"/> 精神科デイケア ( <input type="checkbox"/> 自医療機関 <input type="checkbox"/> 他医療機関 )				
年 月 日 医療機関所在地 _____ 名 称 _____ 電 話 番 号 _____ 医師氏名(自署) _____			⑥ 備考	

## 「重度かつ継続」に関する意見書

主たる精神障害（ICDコードに準じ該当する□にチェックをつけること。）

- ① F0 症状性を含む器質性精神障害
- ② F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ④ F3 気分障害
- ⑤ G40 てんかん
- ⑥ その他 (F )

「主たる精神障害」が上記⑥の場合のみ、下記についても記載すること。

医師の略歴（該当区分の□をチェックし、その他の医師にチェックをされた医師は3年以上の精神医療従事歴がわかるように記載をすること。）

医師の区分

- 精神保健指定医
- 精神科医（精神医療の臨床経験3年以上）
- その他の医師

精神医療従事歴：

備考 心療内科従事歴 年  
 小児神経科従事歴 年  
 脳神経外科従事歴 年  
 脳神経内科従事歴 年  
 その他 ( )

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第210号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県立松江高等技術校入校検定の項及び島根県立出雲高等技術校入校検定の項を削り、同表の島根県立東部高等技術校入校検定の項開示する内容の欄中「Ⅱ」を「科目別得点及び総合順位」に改め、同表の島根県立浜田高等技術校入校検定の項及び島根県立益田高等技術校入校検定の項を削る。

### 島根県告示第211号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成22年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
平22島根県臨第4号	福琴引（2009子島黒1093456）	肉用牛 黒毛和種	1 級
平22島根県臨第5号	85の3国牽（2009子島黒1092296）	肉用牛 黒毛和種	2 級

### 島根県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 大邑地区開発土地改良区

#### 1 就任した清算人の氏名及び住所

灘尾 正憲 大田市水上町荻原190

住田 益三 大田市川合町忍原イ1140-2

清野 健也 大田市大代町新屋1565-2

梅田 信雄 邑智郡美郷町栢谷113

梅田 義雄 邑智郡美郷町栢谷18

尾原 章宏 邑智郡美郷町惣森491

樋ヶ 勝義 邑智郡美郷町小松地146

#### 2 就任年月日

---

平成23年2月26日

---

### 島根県告示第213号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町篠淵字金谷真奥828、830、832-1、832-2、字金谷奥829、字金谷奥南平833、字金谷真奥松右エ門屋敷836、字金谷久野コシ尻837-1、838、字金谷南平839-1、字真奥1197

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町篠淵字金谷真奥830、832-1、832-2、字金谷奥829、字金谷奥南平833、字金谷久野コシ尻837-1、字金谷南平839-1、字真奥1197

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐齢期以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第214号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町野城字上天府イ696

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

## 島根県告示第215号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町日和3254-13（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第216号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 区域の名称

才浦 1

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 10 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 10 号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町美保関1315番 1	1 号
〃 203 番	2 号及び 3 号
〃 215 番	4 号
〃 233 番 1	5 号
〃 1101 番 1	6 号
〃 226 番	7 号
〃 1092 番	8 号
〃 1318 番	9 号
〃 1315 番 1	10 号

## 2 (1) 区域の名称

才浦 2

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 11 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 11 号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
-------------	---------

松江市美保関町美保関1306番	1号
” 1304番	2号
” 1299番	3号
” 173番	4号
” 1058番	5号
” 1294番	6号
” 1288番	7号
” 167番	8号
” 216番 1	9号
” 189番 1	10号
” 191番 1	11号

## 3(1) 区域の名称

才浦3

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町美保関1289番	1号
” 1286番 1	2号
” 1055番	3号及び4号
” 1281番	5号から7号まで
” 133番 1	8号
” 135番 1	9号
” 140番 2	10号
” 164番 1	11号

## 4(1) 区域の名称

才浦4

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町美保関232番	1号
” 154番 1	2号
” 148番	3号
” 131番	4号
” 128番	5号
” 1335番 3	6号及び7号
” 1325番	8号

**公 告**

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成23年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
12月1日から12月27日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
6月1日から8月26日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
益田市	5月10日	10時から15時30分まで	益田市役所
	5月11日	10時から16時まで	
	5月12日	10時から11時まで	
	5月24日から25日まで	9時30分から16時まで	
	5月26日	10時から16時まで	
	5月27日	9時30分から12時まで	
	6月1日	9時から16時まで	
	6月2日	9時30分から16時まで	
	6月3日	9時30分から12時まで	
雲南市	6月6日	9時30分から15時30分まで	雲南市役所
	6月7日	11時から15時30分まで	
	6月8日から10日まで	10時から15時30分まで	
	6月13日	10時30分から15時まで	
	6月14日	10時から12時まで	
	6月15日	11時から15時まで	
	6月16日	10時から15時30分まで	
	6月17日	10時から12時まで	
知夫村	6月27日	13時30分から16時まで	知夫村役場
海士町	6月28日	14時から16時30分まで	海士町役場

	6月29日	9時30分から14時まで	
西ノ島町	6月30日	10時から15時まで	西ノ島町役場
	7月1日	10時から12時まで	
隠岐の島町	7月5日	14時から16時まで	隠岐の島町役場
	7月6日	9時30分から15時まで	
	7月7日	9時30分から14時30分まで	
	7月11日	13時30分から16時まで	
	7月12日	9時30分から15時まで	
	7月13日	9時30分から11時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 22 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

### 島根県教育委員会規則第2号

島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第23号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則（平成20年島根県教育委員会規則第14号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による改正前の島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条及び別表の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

**収 用 委 員 会 告 示****島根県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成23年 3月22日

島根県収用委員会会長 福 間 啓 夫

## 1 起業者の名称

島根県

## 2 事業の種類

一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路・島根県松江市下東川津町字胡麻畑地内から同市東津田町字舟津田地内）及びこれに伴う一般国道9号拡幅工事

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県松江市東津田町字宮原

（単位：㎡）

地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備 考
	公 簿	現 況	公 簿	実 測			
887番	宅地	宅地	607.61	607.61	81.49	収用	一部

## 4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし 亡 池田勝太郎の法定相続人の全員又は一部の者

（判明している法定相続人の氏名及び住所は【別表】のとおり

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

不明

抵当権（ただし、存否については不明。）

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年 3月14日

## 【別表】

整理番号	氏 名	住 所
1	木下 ミヤ子	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷1248番地 1
2	木下 信明	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷1248番地 1
3	奥原 右子	島根県松江市古志原三丁目 5 番43号
4	東田 ヨウコ	奈良県大和郡山市城町1684番地
5	奥原 清	島根県松江市古志原三丁目 5 番43号
6	福島 輝子	島根県松江市古志原三丁目 5 番10号
7	平田 豊	島根県松江市御手船場町587番地 1 フローレンス御手船場町グランドアーク904号
8	石倉 登	島根県松江市東津田町534番地
9	酒井 一幸	鳥取県境港市高松町592番地
10	酒井 義博	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷3571番地
11	國田 政明	兵庫県三田市狭間が丘五丁目四番地 1 棟802号
12	國田 栄二	大阪府大阪市淀川区三津屋中 3 丁目 3 番10号
13	山口 久美子	大阪府大阪市西淀川区佃 1 丁目 1 番75-1506号

14	北岡 藤江	大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目11番2号
15	酒井 敏明	大阪府吹田市南吹田5丁目24番 15-201号
16	酒井 洋	島根県松江市宍道町西来待113番地57
17	酒井 敦	島根県松江市宍道町西来待113番地57
18	酒井 麻希	大阪府大阪市浪速区幸町2丁目3番14-3C号
19	池田 一雄	(住民票記載の住所) 島根県松江市東津田町887番地 (居所) 島根県松江市八雲町東岩坂806 特別養護老人ホームやくも光陽の里
20	池田 好次	島根県松江市東津田町731番地
21	毛利 トキエ	島根県雲南市加茂町南加茂351番地3
22	池田 房雄	島根県松江市東津田町744番地1
23	岸本 勝子	大阪府和泉市鶴山台三丁目8番64-206号
24	池田 和幸	島根県八束郡東出雲町錦新町3丁目3番3号
25	池田 佐知子	島根県八束郡東出雲町錦新町3丁目3番3号
26	江角 康子	島根県松江市八雲町東岩坂866番地7
27	藤原 洋子	島根県雲南市大東町下久野570番地2
28	廣江 恒子	島根県松江市八幡町769番地
29	川井 光枝	島根県出雲市小境町386番地16
30	伊東 圭子	島根県松江市東津田町506番地1 アメニティ東津田Ⅲ201号
31	廣江 郁男	島根県松江市八幡町769番地
32	廣江 智志	大阪府堺市中区土師町5丁目16番9号
33	角 竹子	静岡県富士市本市場72番地
34	角 淳一	静岡県静岡市清水区蒲原四丁目3番16号
35	角 安浩	神奈川県横浜市中区本郷町三丁目276番地
36	廣江 純恵	島根県八束郡東出雲町大字揖屋町158番地15
37	畑中 明	鳥取県米子市淀江町小波826番地3
38	小豆澤 京子	島根県八束郡東出雲町大字揖屋町158番地15
39	高橋 ヒロ子	埼玉県三郷市上口1丁目77番地
40	廣江 勝行	島根県松江市八雲町日吉290番地17
41	池田 照夫	島根県松江市雑賀町150番地12
42	小笹 美津子	岡山県岡山市南区南輝一丁目16番5号1F西
43	池田 憲二	山口県防府市敷山町27番21号
44	池田 孝志	島根県松江市東津田町2296番地74
45	杉谷 春美	島根県松江市雑賀町660番地1
46	杉峠 龍助	東京都世田谷区豪徳寺2丁目22番24号 あかつき荘103
47	中野 シゲ子	京都府相楽郡和束町大字木屋小字立花垣外10番地1
48	杉峠 幸子	島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2096番地4
49	五百川 由貴	島根県松江市島根町大芦906番地
50	杉峠 英広	島根県八束郡東出雲町大字揖屋町448番地20
51	川平 美希	島根県松江市春日町629番地 辰村ビル205号

正

誤

平成21年 3 月31日付け島根県報号外第52号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 3	指名競争入札参加資格審査要綱	競争入札参加資格審査要綱
2	上から 4	競争入札参加資格要綱	競争入札参加資格審査要綱

平成22年11月16日付け島根県報号外第179号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正				
3	島根県告示第667号の表中	<table border="1"> <tr><td>289.00</td></tr> <tr><td>289.00</td></tr> </table>	289.00	289.00	<table border="1"> <tr><td>297.00</td></tr> <tr><td>297.00</td></tr> </table>	297.00	297.00
289.00							
289.00							
297.00							
297.00							